

栄養機能食品に係る現行制度からの主な変更点

1 対象成分の追加 (第二条第一項、別表第九、別表第十一関係)

- 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに、「n-3系脂肪酸^{注1)}」、「ビタミンK」及び「カリウム^{注2)}」を追加

注1) 別表第九に、新たに「n-3系脂肪酸」の分析方法等を規定(食品表示基準案において新たに栄養成分として規定する「n-6系脂肪酸」についてもあわせて規定)

注2) カリウムについては、過剰摂取のリスク(腎機能低下者において最悪の場合、心停止)を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

2 対象食品の範囲の変更 (第二条第一項、第二十一条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項関係)

- 生鮮食品について、栄養成分の機能を高めることにより付加価値を高めた商品が開発され、流通している現状等を踏まえ、食品表示基準案では栄養表示(任意表示)の基準の適用対象とされたところ。これを受け、鶏卵以外の生鮮食品についても、新たに栄養機能食品の基準の適用対象とする。

3 表示事項の追加・変更 (第七条及び第二十一条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項関係)

- 栄養素等表示基準値の対象年齢(18歳以上)及び基準熱量(2,200kcal)に関する文言を表示 ※具体的な表示例は、通知等に記載予定
- 特定の対象者(疾病に罹患している者、妊産婦等)に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示
- 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示(加工食品については、横断的義務表示として保存の方法を規定)

4 通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの

(第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項、別表第十関係)

通知等に規定されている以下の基準値及びルールについて、分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、新たに食品表示基準に規定

- 栄養素等表示基準値(別表第十) ※数値は、2015年版の食事摂取基準を基に見直し(あわせて、別表第十一の下限值及び別表第十二も変更)
- 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称は、「栄養機能食品(〇〇)」と表示(〇〇は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB1・ビタミンB2」等の栄養成分の名称とする。)
- バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示
- 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示